

改正	平成17年3月31日条例第22号 〔北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例附則第11項による改正〕	平成17年10月18日条例第90号 〔北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例附則第2項による改正〕
	平成28年3月31日条例第23号 〔北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び北海道特別職職員報酬等審議会条例の一部を改正する条例第1条による改正〕	平成29年12月18日条例第69号 〔北海道病院事業条例及び北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例第2条による改正〕

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例をここに公布する。

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 指定管理者の指定の手續等（第2条—第12条）

第3章 指定管理者候補者選定委員会（第13条—第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

追加〔平成28年条例23号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設（以下「施設」という。）に係る指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 指定管理者の指定の手續等

追加〔平成28年条例23号〕

（公募等）

第2条 知事、病院事業管理者及び教育委員会（以下「知事等」という。）は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、緊急の場合その他規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）で定める場合は、公募によらず、指定管理者の候補者として適当な団体を指名し、次条の規定による申請を求めることができる。

（1）施設の概要

（2）申請の資格（以下「申請資格」という。）

（3）申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）

（4）選定の方法及び基準

（5）指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）

（6）その他知事等が定める事項

2 知事等は、前項ただし書の規定により団体を指名するときは、当該団体に対し、前項各号に掲げる事項を明示して協議を行うものとする。

一部改正〔平成29年条例69号〕

（申請）

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて申請期間内に知事等に申請しなければならない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
 - (2) 管理に係る業務の計画書（以下「業務計画書」という。）
 - (3) 管理に係る収支の計画書（以下「収支計画書」という。）
 - (4) 当該団体の財務の状況を示す書類
 - (5) その他知事等が定める書類
- （選定）

第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体（申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。）について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。
- (2) 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
- (4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準（指定管理者候補者選定委員会からの意見の聴取）

第5条 知事等は、申請資格及び前条第5号の基準を定めるとき、並びに同条の規定により指定管理者の候補者として団体を選定するときは、あらかじめ、第13条の規定により置かれた指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かななければならない。

一部改正〔平成28年条例23号〕

（指定管理者の指定）

第6条 知事等は、第4条の規定により指定管理者の候補者として選定された団体を法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

（結果の通知等）

第7条 知事等は、前条の規定による指定を行ったときは、速やかに、その結果を申請者に通知しなければならない。

2 知事等は、前項の規定による通知を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。公表した事項に変更があったときも、同様とする。

- (1) 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (3) 指定期間

（協定の締結）

第8条 第6条の規定により指定された指定管理者は、知事等と次に掲げる事項について施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- (1) 管理に係る業務の内容に関する事項
- (2) 道が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理に係る業務を行うに当たって保有する個人情報（北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）の保護に関する事項
- (4) その他知事等が定める事項

（秘密保持義務）

第9条 指定管理者の役員（法人でない指定管理者にあっては、その構成員）及びその職員並びにこれらの者であった者は、施設の管理に係る業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

一部改正〔平成17年条例22号・90号〕

（原状回復義務等）

第10条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は第12条第2項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、その管理しなくなった施設及び施設の設備等を原状に復さなければならない。ただし、知事等の承認を得たときは、この限りでない。

第11条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は施設の設備等を損傷し、又は滅失

したときは、それによって生じた損害を道に賠償しなければならない。

(指示及び指定の取消し等)

第12条 知事等は、指定管理者が法令又は第8条の協定に違反したと認めるときその他施設の適正な管理のために必要と認めるときは、指定管理者に対し、必要な指示を行うことができる。

2 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理者が法令又は第8条の協定に違反したとき。

(2) 指定管理者が前項の指示に従わないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

3 知事等は、前項の規定により指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

第3章 指定管理者候補者選定委員会

追加〔平成28年条例23号〕

(設置)

第13条 第5条の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行うため、一の施設について、知事の所管する施設にあっては知事の附属機関、病院事業管理者の所管する施設にあっては病院事業管理者の補助組織（地方公営企業法第14条の規定により設置される組織をいう。第15条第2項において同じ。）、教育委員会の所管する施設にあっては教育委員会の附属機関として、一の指定管理者候補者選定委員会（次条第1項を除き、以下この章において「委員会」という。）を置く。この場合において、北海道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号）第2条第6号に規定する道営住宅等（次条第2項において「道営住宅等」という。）は、一の施設とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、2以上の施設が隣接し又は近接し、かつ、これらの施設が一体的に管理されることにより効率的な管理が図られると認められる場合には、第5条の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行うため、当該2以上の施設について、知事又は教育委員会の附属機関として、一の委員会を置く。

追加〔平成28年条例23号〕、一部改正〔平成29年条例69号〕

(名称)

第14条 指定管理者候補者選定委員会の名称は、「指定管理者候補者選定委員会」の前に当該施設の名称を冠するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により道営住宅等について置かれる委員会の名称は、道営住宅指定管理者候補者選定委員会とする。

追加〔平成28年条例23号〕

(組織)

第15条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事、病院事業管理者又は教育委員会が適当と認める者のうちから、知事の附属機関にあっては知事が、病院事業管理者の補助組織にあっては病院事業管理者が、教育委員会の附属機関にあっては教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、前項の規定による任命の日から第6条の規定による指定の日までとする。

追加〔平成28年条例23号〕、一部改正〔平成29年条例69号〕

(委員長及び副委員長)

第16条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

追加〔平成28年条例23号〕

(会議)

第17条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

追加〔平成28年条例23号〕

(委員の除斥)

第18条 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族が利害関係を有する申請者に関する調査審議に加わることができない。

追加〔平成28年条例23号〕

(秘密保持義務)

第19条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

追加〔平成28年条例23号〕

(委員長への委任)

第20条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

追加〔平成28年条例23号〕

第4章 雑則

追加〔平成28年条例23号〕

(知事等への委任)

第21条 この条例(前章を除く。)の施行に関し必要な事項は、知事等が定める。

一部改正〔平成28年条例23号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(北海道情報公開条例の一部改正)

2 北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成17年3月31日条例第22号抄)

〔北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成17年10月18日条例第90号抄)

〔北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日条例第23号)

〔北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び北海道特別職職員報酬等審議会条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月18日条例第69号)

〔北海道病院事業条例及び北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例中第1条の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

改正 平成16年12月28日規則第136号 平成17年3月4日規則第2号
平成17年3月31日規則第27号 平成22年3月31日規則第45号
平成28年3月31日規則第38号 令和3年3月31日規則第34号

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則をここに公布する。

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公募等）

第2条 知事は、条例第2条第1項本文の規定による公募をするときは、次に掲げる方法により同項各号に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) インターネットの利用
- (2) 本庁、総合振興局若しくは振興局の庁舎又は公募の対象となる道が設置した地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）における資料の配布
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

2 条例第2条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第2条第1項本文の規定による公募をした場合であって、次に掲げる場合
 - ア 条例第3条の規定による申請がなかった場合
 - イ 条例第4条の規定による審査の結果、同条各号に掲げる選定の基準に適合する団体がなかった場合
 - ウ 条例第4条の規定により指定管理者の候補者として選定した団体を指定することが不可能となり、又は指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合
- (2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業によりその全部又は一部を整備した公の施設について、同条第5項に規定する選定事業者に、当該公の施設の管理を行わせようとする場合
- (3) 道が設置する公の施設に隣接し、又は近接して、市町村又は法第284条第1項に規定する地方公共団体の組合（以下「市町村等」という。）が設置し、かつ、当該市町村等又は他の市町村等が管理する施設がある場合であって、当該市町村等又は他の市町村等がこれらの施設を一体的に管理することにより道が設置する公の施設に係る効率的な管理又は利用者の利便の向上が図られると認められる場合

3 条例第2条第1項第3号の申請期間は、公募を開始する日から起算して40日以上としなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。

4 条例第2条第1項第6号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 道が指定管理者に支払うべき管理の費用の基準となる額
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 法第244条の2第8項に規定する利用料金に関する事項（同項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合に限る。第8条第6号において同じ。）
- (4) 条例第3条各号に掲げる書類の具体的内容
- (5) 第10条第1項に規定する管理の目標
- (6) その他知事が必要と認める事項

一部改正〔平成22年規則45号・28年38号〕

(申請)

第3条 条例第3条の規定による申請は、別記第1号様式の申請書を提出して行うものとする。

2 条例第3条第5号の知事が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔平成17年規則2号・令和3年34号〕

(審査)

第4条 知事は、条例第4条の規定による審査を行うに当たっては、公の施設ごとに同条各号に掲げる基準に基づき具体的な審査の項目を定めるものとする。

(欠格事項)

第5条 知事は、条例第4条に規定する申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定してはならない。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 道における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- (3) 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (4) 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人
 - ア 道の知事
 - イ 道議会の議員

一部改正〔平成16年規則136号・17年27号・令和3年34号〕

(指定管理者の指定に係る公表)

第6条 条例第7条第2項又は条例第12条第3項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。この場合において、第2号の方法により条例第7条第2項の規定による公表をするときは、条例第4条の規定による審査の経過及び選定の結果についても公表するものとする。

- (1) 当該公の施設における掲示
- (2) インターネットの利用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

一部改正〔平成28年規則38号〕

(変更事項の届出)

第7条 指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったときは、別記第2号様式により、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔平成28年規則38号・令和3年34号〕

(協定の締結)

第8条 条例第8条第4号の知事が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 再委託の禁止等に関する事項
- (2) 関係法令等の遵守に関する事項
- (3) 事故発生時の報告等に関する事項
- (4) 公の施設の維持補修に係る責任の分担及び公の施設の管理に伴い取得した物品等に関する事項
- (5) 管理の業務に係る経理の区分並びに帳簿等の整備及び保管に関する事項

- (6) 利用料金に関する事項
- (7) 第10条第1項に規定する管理の目標に関する事項
- (8) 北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号）第13条の規定により指定管理者が行う意見陳述のための手続に関する事項
- (9) その他知事が必要と認める事項
一部改正〔平成28年規則38号〕

（事業報告書の提出）

第9条 指定管理者は、法第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）を毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第12条第2項の規定により指定を取り消されたときは、指定を取り消された日から起算して30日以内に、同日までの事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

- (1) 管理に係る業務の実施状況及び当該公の施設の利用状況に関する事項
- (2) 使用料又は利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- (4) 次条第1項に規定する管理の目標に係る達成状況に関する事項
- (5) その他知事が必要と認める事項

2 前項の事業報告書の様式は、別記第3号様式とする。

3 知事は、第1項の事業報告書の提出を受けたときは、同項各号の事項について審査し、必要な指示等を行うものとする。

4 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔平成28年規則38号・令和3年34号〕

（管理の目標）

第10条 知事は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、当該公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者が当該指定期間に管理に係る業務を通じて住民に提供すべきサービスその他の業務の質の向上に関する目標（以下「管理の目標」という。）を定めなければならない。

2 知事は、条例第4条の規定により選定を行うときは、同条第2号の基準に基づき、申請者の業務計画書の内容が、管理の目標を達成するために適切かつ効果的なものであるかどうかを審査するものとする。

3 知事は、指定管理者に管理を行わせる公の施設ごとに、管理の目標に係る達成状況に関する事項について把握し、定期にこれを公表するとともに、指定管理者がその管理する公の施設に係る管理の目標を円滑に達成できるよう、指定管理者に対する指示等を行うものとする。

一部改正〔平成28年規則38号〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（北海道行政手続条例施行規則の一部改正）

2 北海道行政手続条例施行規則（平成7年北海道規則第67号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成16年12月28日規則第136号）

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年3月4日規則第2号）

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をし

て使用することを妨げない。

附 則（平成17年3月31日規則第27号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成22年3月31日規則第45号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第38号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第34号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

別記第1号様式

（第3条関係）

一部改正〔平成17年規則2号・令和3年34号〕

別記第2号様式

（第7条関係）

一部改正〔平成28年規則38号・令和3年34号〕

別記第3号様式

（第9条関係）

一部改正〔平成28年規則38号・令和3年34号〕

改正	平成10年3月31日条例第28号 〔北海道情報公開条例附則第7項による改正〕	平成12年3月29日条例第35号 〔第1次改正〕
	平成12年12月20日条例第125号 〔中央省庁等改革関係法の制定等に伴う関係条例の整理に関する条例第2条による改正〕	平成15年8月8日条例第41号 〔北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例第2条による改正〕
	平成16年3月31日条例第6号 〔地方独立行政法人法の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例第7条による改正〕	平成17年3月31日条例第22号 〔第2次改正〕
	平成17年3月31日条例第35号 〔労働組合法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第4条による改正〕	平成17年10月18日条例第90号 〔第3次改正〕
	平成19年3月16日条例第8号 〔第4次改正〕	平成21年3月31日条例第16号 〔第5次改正〕
	平成21年3月31日条例第39号 〔北海道統計調査条例を廃止する条例附則第4項による改正〕	平成26年10月14日条例第91号 〔北海道立総合博物館条例附則第6項による改正〕
	平成27年7月21日条例第43号 〔第6次改正・註 この一部改正規定は、平成29年3月31日条例第10号により一部改正された〕	平成28年3月31日条例第30号 〔行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第5条による改正〕
	平成29年3月31日条例第10号 〔北海道個人情報保護条例等の一部を改正する条例第1条・第3条による改正〕	平成29年3月31日条例第15号 〔北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例第2条による改正〕
	令和2年3月31日条例第47号 〔漁業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第2条による改正〕	

北海道個人情報保護条例をここに公布する。

北海道個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護
 - 第1節 実施機関の義務（第6条—第13条）
 - 第2節 個人情報の開示（第14条—第27条）
 - 第3節 個人情報の訂正（第28条—第34条）
 - 第4節 個人情報の利用停止（第35条—第39条）
 - 第5節 審査請求に関する手続（第39条の2—第42条）
 - 第6節 苦情の申出の処理（第43条）
 - 第7節 他の制度との調整（第44条—第46条）

第3章 事業者等が保有する個人情報の保護（第47条—第53条の3）

第4章 雑則（第54条—第56条）

第5章 罰則（第57条—第60条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、道の機関及び道が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用の停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護するとともに、公正で民主的な道政の推進に資することを目的とする。

一部改正〔平成17年条例22号・19年8号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。第3号の2において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

（1）の2 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関が定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

（2） 実施機関 知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長並びに道が設立した地方独立行政法人をいう。

（3） 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。

（3）の2 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

（4） 特定個人情報 個人情報のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報であるものをいう。

（5） 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記載された特定個人情報をいう。

（6） 公文書 実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録であつて、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その

他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

一部改正〔平成10年条例28号・15年41号・16年6号・17年22号・35号・19年8号・27年43号・29年10号・15号〕

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講ずるとともに、道民及び事業者への意識啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する道の施策に協力しなければならない。

(道民の責務)

第5条 道民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに関し、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第1節 実施機関の義務

(個人情報取扱事務登録簿)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 個人情報の記録項目
- (7) 個人情報の収集先
- (8) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 実施機関の職員（道が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
- (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に関する事務

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、第1項第6号から第8号までに掲げる事項を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、個人情報取扱事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項第6号に掲げる事項の一部若しくは同項第7号若しくは第8号に掲げる事項の全部若しくは一部を登録簿に登録せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿を作成しないことができる。

5 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

6 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成17年条例22号・19年8号〕

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 所在不明であること、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあること等の事由により本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために、本人以外のものから収集する必要があると実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
- (1) 個人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要なとき。
 - (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 利用目的を本人に明示することにより、道若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道等」という。）、国、独立行政法人等、道以外の地方公共団体又は地方独立行政法人（道が設立したものを除く。）が行う事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
- 5 実施機関は、要配慮個人情報については、収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
 - (3) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるとき。

一部改正〔平成12年条例35号・17年22号・19年8号・29年10号〕

（利用及び提供の制限）

- 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等の規定に基づくとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 実施機関内で利用する場合であって、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。
 - (5) 他の実施機関、実施機関以外の道の機関、国、独立行政法人等、道以外の地方公共団体又は地方独立行政法人（道が設立したものを除く。）に提供する場合であって、当該個人情報の提供を受ける者が、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう

にしなければならない。

一部改正〔平成17年条例22号・19年8号・27年43号〕

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）を当該実施機関内において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報を当該実施機関内において利用することができる。ただし、特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外に当該実施機関内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

追加〔平成27年条例43号〕

第8条の3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に情報提供等記録を当該実施機関内において利用してはならない。

追加〔平成27年条例43号〕

（提供先に対する措置要求）

第9条 実施機関は、実施機関以外のものに対して個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

一部改正〔平成17年条例22号・27年43号〕

（電子計算組織を結合する方法による提供の制限）

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、通信回線により電子計算組織を結合する方法により、個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を実施機関以外のものへ提供してはならない。

2 実施機関は、前項の方法により新たに個人情報を実施機関以外のものへ提供するときは、あらかじめその内容について審査会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1）法令等の規定に基づくとき。

（2）本人の同意があるとき。

（3）個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（4）国、独立行政法人等、道以外の地方公共団体又は地方独立行政法人（道が設立したものを除く。）に提供するとき。

3 前項の内容を変更しようとするときも、同項と同様とする。

一部改正〔平成17年条例22号・19年8号・27年43号〕

（適正管理）

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として、北海道立文書館に引き継がれ、保有されることとなるものについては、この限りでない。

一部改正〔平成17年条例22号〕

（委託に伴う措置）

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託するときは、当該委託の契約において、個人情報の保護に関して受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

（職員等の義務）

第13条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 実施機関から委託された個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該個人情報取扱事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなら

ない。

一部改正〔平成17年条例22号〕

第2節 個人情報の開示

全部改正〔平成17年条例22号〕

(自己に関する個人情報の開示の請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、その保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報の開示を請求する場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

一部改正〔平成12年条例35号・17年22号・27年43号〕

(開示請求の手続)

第15条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に定めるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

一部改正〔平成27年条例43号〕

(個人情報の開示義務)

第16条 実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、前条第1項の開示請求書を提出した者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第14条第2項の規定により代理人が個人情報の本人に代わって当該個人情報の開示請求をする場合にあつては、当該個人情報の本人をいう。次号及び第3号並びに第24条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を侵害するおそれがあると認められる個人情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるもの
- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの
- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (5) 道等と国、独立行政法人等若しくは道以外の地方公共団体、地方独立行政法人（道が設立したものを除く。）その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した個人情報であつて、開示することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの
- (6) 道等又は国等の事務又は事業に係る意思形成過程において、道の機関若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道の機関等」という。）の内部若しくは道の機関等の相互間又は道の機関等と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した個人情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの
- (7) 監査、検査、調査、取締り、争訟その他の道等又は国等の事務又は事業に関する個人情報であつて、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の公正若しくは円滑な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

- (8) 診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるもの
 - (9) 人事管理に係る事務に関する個人情報であって、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずると認められるもの
 - (10) 法令等の規定により明らかに開示することができないとされている個人情報
- 2 実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。
- (1) 前項各号（第4号を除く。）のいずれかに該当する情報
 - (2) 次に掲げる情報等であって、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずると認められると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報
 - ア 現在捜査中の事件に関する情報
 - イ 捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報
 - ウ 犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報
 - エ 被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設の保安に関する情報
 - オ 犯罪の被害者若しくは参考人又は犯罪に関する情報を提供した者が特定される情報
 - (3) 前号に掲げるもののほか、開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障が生ずると認められる情報
- 3 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、第1項各号又は前項各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）とそれ以外の情報が含まれている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前2項の規定にかかわらず、当該非開示情報に該当する部分を除いて、当該個人情報を開示しなければならない。

全部改正〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成19年条例8号・27年43号〕

（裁量的開示）

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該個人情報を開示することができる。

全部改正〔平成17年条例22号〕

（個人情報の存否に関する情報の取扱い）

第18条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、個人の権利利益が害されると認められる場合、道等若しくは国等の事務若しくは事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該個人情報の存否を明らかにしないことができる。

全部改正〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成19年条例8号〕

（開示等の決定）

第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求があった日から14日以内に、開示請求に係る個人情報の開示をするかどうかの決定（以下「開示等の決定」という。）をしなければならない。ただし、やむを得ない理由により、開示請求があった日から14日以内に開示等の決定をすることができないときは、その期間を14日を限度として延長することができる。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報が大量であるときは、同項本文に規定する開示等の決定をする期間を、開示請求があった日から2月を限度として延長することができる。ただし、開示請求に係る個人情報が著しく大量であって、開示請求があった日から2月以内に開示等の決定をすることができないことについて相当の理由があるときは、審査会の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

- 3 実施機関は、前2項の規定により期間を延長するときは、速やかに期間を延長する理由及び開示等の決定をすることができる時期を開示請求者に書面により通知しなければならない。

追加〔平成17年条例22号〕

（開示等の決定の通知）

第20条 実施機関は、開示等の決定をしたときは、速やかに開示請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をしないことと決定したときはその理由を、第16条第3項の規定により非開示情報に該当する部分を除いて開示請求に係る個人情報の開示をすることと決定したときはその旨及び理由を併せて開示請求者に通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をしないことと決定した場合において、当該個人情報の全部又は一部について開示をすることができる期日が明らかであるときは、その期日を前項の書面に付記するものとする。

一部改正〔平成17年条例22号〕

(個人情報の存否を明らかにしない決定)

第21条 実施機関は、第18条の規定により個人情報の存否を明らかにしないときは、開示請求があった日から14日以内に、その旨の決定をしなければならない。

2 前条第1項の規定は、前項の決定について準用する。

追加〔平成17年条例22号〕

(個人情報の不存在の通知)

第22条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しないときは、開示請求があった日から14日以内に、当該個人情報が不存在である旨の通知をするものとする。

追加〔平成17年条例22号〕

(事案の移送)

第23条 実施機関は、開示請求に係る個人情報(情報提供等記録を除く。第4項において同じ。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等(開示等の決定若しくは第21条第1項の決定又は前条の通知をいう。以下同じ。)をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送しようとする実施機関は、あらかじめ、開示請求者の意見を聴く等開示請求者の利益を損なわないよう努めなければならない。

2 前項の規定により事案を移送した実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

3 第1項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとする。

4 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る個人情報の全部又は一部について開示をする旨の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成27年条例43号〕

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第24条 開示請求に係る個人情報に道等及び開示請求者以外のもの(以下この条、第41条及び第42条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第41条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成19年条例8号〕

(自己に関する個人情報の開示の実施)

第25条 実施機関は、第19条第1項の規定による開示請求に係る個人情報の開示を決定したときは、文書、図画又は写真に記録されている個人情報にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されている個人情報にあっては視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により、開示を行うものとする。

2 個人情報の開示は、個人情報の開示をすることと決定された個人情報(以下「開示する個人情報」という。)を保管している事務所の所在地(以下「開示する個人情報の所在地」という。)において、実施機関が第20条第1項の規定による通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。

3 実施機関は、開示請求者の住所が開示する個人情報の所在地から遠隔の地にあること等により開示請求者が開示する個人情報の所在地において開示する個人情報を閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められる場合であつて、開示する個人情報が記録されている公文書の写し(電磁的記録媒体等に複製したものを含む。以下同じ。)を開示する個人情報の所在地以外の地に送付することにより個人情報の開示をすることができるときは、前2項の規定にかかわらず、開示する個人情報の所在地以外の地の実施機関が指定する場所で、当該公文書の写しにより開示する個人情報の開示をすることができる。

4 実施機関は、公文書に記録されている個人情報の開示をすることにより当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがある等当該公文書の保存に支障があると認められるときその他合理的な理由があるときは、当該公文書の写しにより開示する個人情報の開示をすることができる。

5 第15条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

一部改正〔平成10年条例28号・15年41号・17年22号〕

(費用の負担)

第26条 前条第1項、第3項又は第4項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、知事は、特定個人情報の写しの交付を受ける者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該負担すべき費用の額を減免することができる。

一部改正〔平成17年条例22号・27年43号〕

(口頭による開示請求)

第27条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第15条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があつたときは、第19条第1項の規定にかかわらず、直ちに当該個人情報の開示をするものとする。この場合において、個人情報の開示は、第25条第1項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により行うものとする。

一部改正〔平成17年条例22号〕

第3節 個人情報の訂正

追加〔平成17年条例22号〕

(自己に関する個人情報の訂正の請求)

第28条 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に係る事実が誤りがあると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

一部改正〔平成17年条例22号〕

(訂正請求の手続)

第29条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日
- (3) 訂正を求める箇所

(4) 訂正を求める内容

(5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第15条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

一部改正〔平成17年条例22号〕

(個人情報の訂正義務)

第30条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

追加〔平成17年条例22号〕

(訂正請求に対する決定)

第31条 実施機関は、訂正請求があったときは、訂正請求があった日から30日以内に、訂正請求に係る個人情報に関する必要な調査を行い、個人情報の訂正をするかどうかの決定（以下「訂正等の決定」という。）をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、訂正請求があった日から30日以内に訂正等の決定をすることができないときは、その期間を30日を限度として延長することができる。ただし、訂正等の決定に特に長期間を要し、その期間を30日を限度として延長しても訂正等の決定をすることができないことについて相当の理由があるときは、審査会の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

3 実施機関は、前項の規定により期間を延長するときは、速やかに期間を延長する理由及び訂正等の決定をすることができる時期を第29条第1項の訂正請求書を提出した者（以下「訂正請求者」という。）に書面により通知しなければならない。

一部改正〔平成17年条例22号〕

(訂正請求に対する決定の通知)

第32条 実施機関は、訂正等の決定をしたときは、速やかに訂正請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないことと決定したときはその理由を、訂正をしないこととされる個人情報を除いて訂正請求に係る個人情報の訂正をすることと決定したときはその旨及び理由を併せて訂正請求者に通知しなければならない。

一部改正〔平成17年条例22号〕

(事案の移送)

第33条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。第3項において同じ。）が第23条第4項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正等の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正等の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとする。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をする旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成27年条例43号〕

(個人情報の提供先への通知)

第34条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関

以外のものに限る。)又は番号法第19条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第26条において準用する番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成27年条例43号・29年10号〕

第4節 個人情報の利用停止

追加〔平成17年条例22号〕

(自己に関する個人情報の利用停止の請求)

第35条 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去
 - (2) 第8条の規定に違反して提供されているとき、又は第10条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
 - (3) 第11条第3項の規定に違反して廃棄され、又は消去されていないとき 当該個人情報の廃棄又は消去
- 2 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。
- (1) 第7条若しくは番号法第20条の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去
 - (2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止
 - (3) 第11条第3項の規定に違反して廃棄され、又は消去されていないとき 当該特定個人情報の廃棄又は消去
- 3 第14条第2項の規定は、前2項の規定による利用停止(第1項各号及び前項各号に定める措置をいう。以下同じ。)の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。
- 4 利用停止請求は、個人情報(情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成27年条例43号・29年10号〕

(利用停止請求の手続)

第36条 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日
 - (3) 利用停止を求める箇所
 - (4) 利用停止を求める内容及び理由
 - (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 第15条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

追加〔平成17年条例22号〕

(個人情報の利用停止義務)

第37条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

追加〔平成17年条例22号〕

(利用停止請求に対する決定)

第38条 実施機関は、利用停止請求があったときは、利用停止請求があった日から30日以内に、利用停止請求に係る個人情報に関する必要な調査を行い、個人情報の利用停止をするかどうかの決定(以下「利用停止等の決定」という。)をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、利用停止請求があった日から30日以内に利用停止等の決定をすることができないときは、その期間を30日を限度として延長することができる。ただし、利用停止等の決定に特に長期間を要し、その期間を30日を限度として延長しても利用停止等の決定をすることができないことについて相当の理由があるときは、審査会の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

3 実施機関は、前項の規定により期間を延長するときは、速やかに期間を延長する理由及び利用停止等の決定をすることができる時期を第36条第1項の利用停止請求書を提出した者(以下「利用停止請求者」という。)に書面により通知しなければならない。

追加〔平成17年条例22号〕

(利用停止請求に対する決定の通知)

第39条 実施機関は、利用停止等の決定をしたときは、速やかに利用停止請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしないことと決定したときはその理由を、利用停止をしないこととされる個人情報を除いて利用停止請求に係る個人情報の利用停止をすることと決定したときはその旨及び理由を併せて利用停止請求者に通知しなければならない。

追加〔平成17年条例22号〕

第5節 審査請求に関する手続

一部改正〔平成17年条例22号・28年30号〕

(道が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第39条の2 道が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正等の決定若しくは利用停止等の決定又は道が設立した地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対して審査請求をすることができる。

追加〔平成19年条例8号〕、一部改正〔平成28年条例30号〕

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第39条の3 開示決定等、訂正等の決定、利用停止等の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

追加〔平成28年条例30号〕

(審査会への諮問)

第40条 実施機関は、開示決定等、訂正等の決定、利用停止等の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求が不適法なものであるときを除き、審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決を行うものとする。この場合において、実施機関は、審査会の答申を尊重するものとする。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

一部改正〔平成17年条例22号・19年8号・28年30号〕

(諮問をした旨の通知)

第41条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成28年条例30号〕

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第42条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成28年条例30号〕

第6節 苦情の申出の処理

追加〔平成17年条例22号〕

第43条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

追加〔平成17年条例22号〕

第7節 他の制度との調整

一部改正〔平成17年条例22号〕

(適用除外)

第44条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

2 この章の規定は、北海道立文書館、北海道立総合博物館その他の道の施設が一般の利用に供することを目的として収集し、整理し、及び保存している個人情報については、適用しない。

一部改正〔平成10年条例28号・12年125号・17年22号・21年16号・39号・26年91号〕

第45条 第2節から第5節までの規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)

- (2) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報

- (3) 漁業法(昭和24年法律第267号)第50条第1項に規定する免許漁業原簿に記録されている個人情報

注 令和2年3月31日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行

第45条第3号中「第50条第1項」を「第20条第1項に規定する漁獲割当管理原簿及び同法第117条第1項」に改める。

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔令和2年条例47号〕

(法令等の規定による開示等)

第46条 法令等(北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号)を除く。)の規定により自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。)の開示、訂正又は利用停止を求めることができる場合には、その定めるところによる。

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成27年条例43号〕

第3章 事業者等が保有する個人情報の保護

全部改正〔平成17年条例90号〕

(事業者に対する指導助言)

第47条 知事は、事業者が個人情報の保護のために適切な措置を講ずることができるよう、事業者に対し指導助言を行うものとする。

一部改正〔平成17年条例22号〕

(個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針)

第48条 知事は、審査会の意見を聴いた上で、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表するものとする。

一部改正〔平成17年条例22号〕

第49条から第51条まで 削除

削除〔平成29年条例10号〕

(苦情の申出の処理)

第52条 知事は、事業者が保有する個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

一部改正〔平成17年条例22号〕

(出資法人の責務)

第53条 道が出資する法人のうち実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく実施機関が保有する個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一部改正〔平成17年条例22号〕

(指定管理者の特例)

第53条の2 第2章第1節(第6条、第10条、第11条第3項ただし書及び第13条第1項後段を除く。)の規定は、公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う指定管理者(道が同法第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、第7条第1項中「個人情報」とあるのは「個人情報(第53条の2の公の施設(以下「公の施設」という。)の管理に係るものに限る。以下同じ。)」と、同条第3項第7号中「北海道情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは「当該指定管理者を指定した実施機関(以下「指定実施機関」という。)が北海道情報公開・個人情報保護審査会」と、「実施機関」とあるのは「当該指定実施機関」と、同条第5項第3号及び第8条第1項第7号中「審査会」とあるのは「指定実施機関が審査会」と、「実施機関」とあるのは「当該指定実施機関」と、同項第5号中「他の実施機関、実施機関以外の道の機関」とあるのは「道」と、第13条第1項前段中「実施機関の職員」とあるのは「指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者又は従事していた者」と読み替えるものとする。

追加〔平成17年条例90号〕

第53条の3 指定管理者は、当該指定管理者が公の施設の管理に係る業務に関して作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、当該指定管理者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が管理しているもの(官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。以下「指定管理者が管理している文書等」という。)に記録されている個人情報について、本人から自己に関する当該個人情報の開示、訂正又は利用停止の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者が管理している文書等に記録されている個人情報であって、実施機関が保有していないものについて、本人から自己に関する当該個人情報の開示の申出があったときは、指定管理者に対して、当該個人情報を実施機関に提供するよう求めるものとする。

3 実施機関は、指定管理者が管理している文書等に記録されている個人情報であって、実施機関が保有していないものについて、本人から自己に関する当該個人情報の訂正又は利用停止の申出があったときは、指定管理者に対して、必要な調査を行った上で当該申出に対する処理を行うよう求めるものとする。

4 前2項に規定する個人情報の開示、訂正又は利用停止の申出に係る手続、費用の負担その他必要な事項は、実施機関が定める。

追加〔平成17年条例90号〕

第4章 雑則

一部改正〔平成17年条例22号〕

(国等への協力の要請等)

第54条 知事は、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要があると認めるときは、国、独立行政

法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に協力を要請し、又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の協力の要請に応ずるものとする。

一部改正〔平成15年条例41号・16年6号・17年22号〕

(制度の運用状況の公表)

第55条 知事は、毎年、各実施機関のこの条例の運用の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

一部改正〔平成17年条例22号〕

(委任)

第56条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が保有する個人情報の保護については実施機関が、事業者が保有する個人情報の保護については知事が定める。

一部改正〔平成17年条例22号〕

第5章 罰則

追加〔平成17年条例22号〕

第57条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託された個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者から委託された個人情報取扱事務（公の施設の管理に係るものに限る。）に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書又は指定管理者が管理している文書等（当該指定管理者に管理を行わせる期間の満了後又は当該指定管理者に係る指定が取り消された後において、当該指定管理者であったものが管理しているものを含む。次条第2項において同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときも、前項と同様とする。

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成17年条例90号〕

第58条 前条第1項に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前条第2項に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書又は指定管理者が管理している文書等に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも、前項と同様とする。

追加〔平成17年条例22号〕、一部改正〔平成17年条例90号〕

第59条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

追加〔平成17年条例22号〕

第60条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

追加〔平成17年条例22号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。ただし、第36条中審査会の意見を聴くことに関する部分及び第4章の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、第6条第2項中「を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について」と読み替えて同項の規定を適用する。

3 この条例の施行の際現に行われている通信回線により電子計算組織を結合する方法による個人情報

報の提供については、第10条第2項中「により新たに個人情報を実施機関以外のものへ提供するときは、あらかじめ」とあるのは、「による個人情報の実施機関以外のものへの提供については、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて同項の規定を適用する。

(北海道公文書の開示等に関する条例の一部改正)

- 4 北海道公文書の開示等に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(道が設立した地方独立行政法人に関する経過措置)

- 5 道が設立した地方独立行政法人の成立の際この条例の規定により実施機関がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該地方独立行政法人の成立前にこの条例の規定により実施機関に対してなされた請求その他の行為で、当該地方独立行政法人の成立後においては、当該地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、当該地方独立行政法人の成立後におけるこの条例の規定の適用については、当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

追加〔平成19年条例8号〕

附 則 (平成10年3月31日条例第28号抄)

〔北海道情報公開条例の附則〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日条例第35号)

〔北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月20日条例第125号)

〔中央省庁等改革関係法の制定等に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、平成13年1月6日から施行する。(後略)

附 則 (平成15年8月8日条例第41号抄)

〔北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、(中略)第2条中北海道個人情報保護条例第2条第3号、第18条及び第49条の改正規定は、公布の日から施行する。

- 3 第2条の規定による改正後の北海道個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日(第1項ただし書に規定する改正規定に係る部分にあっては、公布の日)以後の自己に関する個人情報の開示の請求について適用する。

附 則 (平成16年3月31日条例第6号抄)

〔地方独立行政法人法の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日条例第22号)

〔北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 本則に1章を加える改正規定 平成17年7月1日

(2) 第2条第2号の改正規定及び第16条から第18条までの改正規定(第16条第2項に係る部分に限る。) 平成18年4月1日までの間において規則で定める日

(平成18年3月規則第11号で、同18年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道個人情報保護条例(以下「改正前の条例」という。)第2条第2号に規定する実施機関(以下「実施機関」という。)に対してされている改正前の条例第14条第1項又は第24条第1項の規定による請求は、それぞれこの条例による改正後の北海道個人情報保護条例(以下「改正後の条例」という。)第14条第1項又は第28条第1項の規定による請求とみなす。

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例第20条第1項の規定によりされた意見の聴取は、改正後の条例第24条第1項の規定によりされた意見書の提出の機会の付与とみなす。
- 4 施行日前に改正前の条例第20条第1項の規定により意見を聴かれた開示請求者以外のものが当該個人情報の開示に反対の意思を表示した場合において、施行日以後に開示決定をするときは、改正後の条例第24条第3項中「前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者」とあるのは「北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第22号）による改正前の北海道個人情報保護条例第20条第1項の規定により意見を聴かれた開示請求者以外のもの」と、「表示した意見書を提出した場合」とあるのは「表示した場合」と、「当該意見書（第41条において「反対意見書」という。）を提出した第三者」とあるのは「当該反対の意思を表示したもの」と、改正後の条例第41条中「反対意見書を提出した第三者」とあるのは「反対の意思を表示した開示請求者以外のもの」と、改正後の条例第42条各号中「第三者」とあるのは「開示請求者以外のもの」と読み替えて適用する。
- 5 施行日前に改正前の条例第28条第1項又は第31条第1項の規定により実施機関に対してされた是正の申出又は再申出に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。この場合において、改正前の条例第31条第3項中「北海道個人情報保護審査会」とあるのは、「北海道情報公開・個人情報保護審査会」とする。
- 6 この条例の施行の際現に実施機関に対してされている改正前の条例第33条の規定による不服申立ては、改正後の条例第40条の規定による不服申立てとみなす。
- 7 改正後の条例第41条の規定は、施行日以後に北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した事案について適用する。
- 8 施行日前に改正前の条例の規定により北海道個人情報保護審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、改正前の条例の規定により北海道個人情報保護審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 9 北海道個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 10 公安委員会及び警察本部長は、改正後の条例第7条第3項第7号若しくは第5項第3号、第8条第1項第7号又は第10条第2項本文の規定により審査会の意見を聴かなければならない事項については、附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の日前においても、審査会に意見を聴くことができる。

（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

- 11 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成17年3月31日条例第35号）

〔労働組合法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月18日条例第90号）

〔北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）
- 2 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成19年3月16日条例第8号）

〔北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第16号）

〔北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の北海道個人情報保護条例第44条第1項各号に掲げる個人情報は、この条例による改正後の北海道個人情報保護条例第44条第1項に規定する個人情報とみなす。

附 則（平成21年3月31日条例第39号抄）

〔北海道統計調査条例を廃止する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 5 前項の規定による改正前の北海道個人情報保護条例第44条第1項第4号に掲げる個人情報は、前項の規定による改正後の北海道個人情報保護条例第44条第1項に規定する個人情報とみなす。

附 則（平成26年10月14日条例第91号抄）

〔北海道立総合博物館条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月21日条例第43号）

〔北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の改正規定（同条第5号に係る部分に限る。）、第8条の次に2条を加える改正規定（第8条の2第1項（情報提供等記録に係る部分に限る。）及び第8条の3に係る部分に限る。）、第23条第1項、第33条第1項及び第34条の改正規定並びに第35条の改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して2年5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成29年7月規則第59号で、ただし書に規定する部分は同29年7月18日から施行）

附 則（平成28年3月31日条例第30号）

〔行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされた処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る不作為に関する不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日条例第10号）

〔北海道個人情報保護条例等の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行われた北海道個人情報保護条例第2条第3号に規定する事業者による個人情報の取扱いに係る第1条の規定による改正前の北海道個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）第49条の規定による説明又は資料提出の要請、改正前の条例第50条の規定による是正の勧告及び改正前の条例第51条の規定による事実の公表については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日条例第15号）

〔北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の北海道行政手続条例、北海道政策評価条例、北海道個人情報保護条例、北海道情報公開条例若しくは北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「改正前の北海道行政手続条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に改正前の北海道行政手続条例等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例による改正後の北海道行政手続条例、北海道政策評価条例、北海道個人情報保護条例、北海道情報公開条例又は北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の相当規定に基づいて病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（令和2年3月31日条例第47号）

〔漁業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和2年9月規則第82号で、同2年12月1日から施行）

改正	平成13年3月30日条例第12号 〔第1次改正〕	平成13年3月30日条例第42号 〔北海道議会情報公開条例の一部を改正する条例附則第5項による改正〕
	平成15年8月8日条例第41号 〔北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例第1条による改正〕	平成16年3月31日条例第6号 〔地方独立行政法人法の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例第8条による改正〕
	平成16年10月19日条例第89号 〔北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例附則第2項による改正〕	平成17年3月31日条例第7号 〔北海道情報公開・個人情報保護審査会条例附則第2項による改正〕
	平成17年3月31日条例第35号 〔労働組合法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第5条による改正〕	平成19年3月16日条例第10号 〔第2次改正〕
	平成26年10月14日条例第91号 〔北海道立総合博物館条例附則第6項による改正〕	平成28年3月31日条例第30号 〔行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第6条による改正〕
	平成29年3月31日条例第15号 〔北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例第2条による改正〕	令和2年3月31日条例第47号 〔漁業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第2条による改正〕

北海道情報公開条例をここに公布する。

北海道情報公開条例

北海道公文書の開示等に関する条例（昭和61年北海道条例第1号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 公文書の開示の制度

第1節 公文書の開示を請求する権利等（第9条—第12条）

第2節 公文書の開示の請求の手續等（第13条—第20条）

第3節 審査請求に関する手續（第20条の2—第21条の3）

第4節 他の制度との調整（第22条・第23条）

第3章 情報提供の総合的推進

第1節 情報提供の総合的推進（第24条・第25条）

第2節 会議の公開（第26条）

第3節 出資法人等の情報公開（第27条・第27条の2）

第4章 雑則（第28条・第29条）

附則

道が保有する情報は、道民の共有の財産であり、これを広く公開することは、民主主義の原理及び地方自治の本旨に由来する開かれた道政を推進していくために不可欠である。

道は、これまで、公文書の開示制度を導入し、情報の公開に努めてきた。しかし、近年、地方分権

の推進など道政を取り巻く環境が大きく変化し、道民による行政参加と監視の観点から、情報の公開の重要性がますます高まっており、公文書の開示制度に加えて情報提供の積極的な推進など情報公開制度全般にわたる一層の整備、充実が求められている。

新しい情報公開制度は、だれもが知りたいときに自由に知り得るよう知る権利を明らかにするとともに、道政の諸活動について説明する責任を全うすることにより、その公開性を高め、及び道民参加を促進するものでなければならない。

このような考え方に立って、道政に対する理解と信頼を深め公正で民主的な道政を確立するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、開かれた道政を一層推進し、もって地方自治の本旨に即した道政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長並びに道が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

3 この条例において「公文書の開示」とは、次章に定めるところにより、文書、図画又は写真にあつては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあつては視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により開示することをいう。

一部改正〔平成13年条例12号・15年41号・17年35号・19年10号・29年15号〕

(この条例の解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の開示その他の事務を迅速に処理する等この条例に定める情報公開制度の利用者の利便に配慮をしなければならない。

(公文書の管理等)

第4条 実施機関は、この条例に定める情報公開制度の的確な運用を図るよう、公文書の分類、保存、廃棄等公文書の管理を適切に行うとともに、公文書の検索に必要な資料を作成するものとする。

(情報の適正使用)

第5条 この条例の定めるところにより公文書の開示又は情報の提供を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

(制度の周知)

第6条 実施機関は、この条例に定める情報公開制度が適正かつ有効に活用されるよう、この条例の目的、内容等について広く周知を図るよう努めるものとする。

(制度の改善)

第7条 知事は、広く道民の意見を聴いて、この条例に定める情報公開制度を円滑に運用するよう努めるとともに、必要に応じその改善に取り組むよう努めるものとする。

(制度の実施状況の公表)

第8条 知事は、毎年、各実施機関のこの条例に定める情報公開制度の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

第2章 公文書の開示の制度

第1節 公文書の開示を請求する権利等

(公文書の開示を請求する権利)

第9条 何人も、実施機関に対して、公文書の開示を請求することができる。

(実施機関の開示義務)

第10条 実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)があったときは、開示請求に係る公文書に、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない。

- (1) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの
 - (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの
 - (3) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
 - (4) 道若しくは道が設立した地方独立行政法人(以下「道等」という。)又は国、独立行政法人等若しくは道以外の地方公共団体、地方独立行政法人(道が設立したものを除く。)その他の公共団体(以下「国等」という。)の事務又は事業に係る意思形成過程において、道の機関若しくは道が設立した地方独立行政法人(以下「道の機関等」という。)の内部若しくは道の機関等の相互間又は道の機関等と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの
 - (5) 道等と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの
 - (6) 試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの
 - (7) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により明らかに開示することができないとされている情報
- 2 実施機関(公安委員会及び警察本部長に限る。)は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない。
- (1) 前項各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する情報
 - (2) 次に掲げる情報等であって、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報
 - ア 現在捜査中の事件に関する情報
 - イ 捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報
 - ウ 犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報
 - エ 被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設の保安に関する情報
 - オ 犯罪の被害者若しくは参考人又は犯罪に関する情報を提供した者が特定される情報
 - (3) 前号に掲げるもののほか、開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障が生ずるおそれのある情報
- 3 実施機関は、開示請求に係る公文書に、第1項各号又は前項各号に掲げる情報(以下「非開示情

報」という。)とそれ以外の情報が記録されている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前2項の規定にかかわらず、当該非開示情報が記録されている部分を除いて、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない。

一部改正〔平成13年条例12号・15年41号・16年6号・19年10号〕

(公益上の必要による開示)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものとする。

(公文書の存否に関する情報の取扱い)

第12条 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないことができる。

一部改正〔平成13年条例12号〕

第2節 公文書の開示の請求の手續等

(公文書の開示の請求の手續)

第13条 開示請求をしようとするものは、実施機関に対して、次の事項を記載した請求書を提出しなければならない。ただし、実施機関が別に定めるところにより当該請求書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 開示請求をしようとする公文書の名称その他の当該公文書を特定するために必要な事項

(3) 公文書が第11条の規定に該当するものとして開示請求をしようとする場合にあつては、同条に該当する旨及びその理由

(4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

(公文書の開示の決定)

第14条 実施機関は、開示請求があつたときは、その翌日から起算して14日以内に、公文書の開示をするかどうかの決定(以下「開示等の決定」という。)をしなければならない。ただし、やむを得ない理由により、その翌日から起算して14日以内に開示等の決定をすることができないときは、その期間を14日を限度として延長することができる。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書が大量であるときは、同項本文に規定する開示等の決定をする期間を、開示請求があつた日の翌日から起算して2月を限度として延長することができる。ただし、開示請求に係る公文書が著しく大量であつて、その翌日から起算して2月以内に開示等の決定をすることができないことに相当の理由があるときは、北海道情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

3 実施機関は、前2項の規定により期間を延長するときは、速やかに期間を延長する理由及び開示等の決定をすることができる時期を前条の請求書を提出したもの(同条ただし書の規定により同条の請求書の提出を要しないと認められたものを含む。以下「開示請求者」という。)に書面により通知しなければならない。

一部改正〔平成17年条例7号〕

(公文書の開示等の決定の通知)

第15条 実施機関は、開示等の決定をしたときは、速やかに開示請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、公文書の開示をしないことと決定したときはその理由を、第10条第3項の規定により非開示情報が記録されている部分を除いて公文書の開示をすることと決定したときはその旨及び理由を記載して開示請求者に通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書について公文書の開示をしないことと決定した場合において、当該公文書の全部又は一部について公文書の開示をすることができる期日が明らかであるときは、その期日を前項の書面に付記するものとする。

一部改正〔平成13年条例12号〕

(公文書の存否を明らかにしない決定)

第16条 実施機関は、第12条の規定により公文書の存否を明らかにしないときは、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、その旨の決定をしなければならない。

2 前条第1項の規定は、前項の決定について準用する。

(公文書の不存在の通知)

第17条 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しないときは、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該公文書が存在しない旨の通知をするものとする。

(事案の移送)

第17条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等(開示等の決定若しくは第16条第1項の決定又は前条の通知をいう。以下同じ。)をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送しようとする実施機関は、あらかじめ、開示請求者の意見を聴くなど、開示請求者の利益を損なわないよう努めなければならない。

2 前項の規定により事案を移送した実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

3 第1項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

4 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る公文書の全部又は一部について開示をする旨の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

5 第1項及び第2項の規定は、開示請求に係る公文書が北海道議会により作成されたものであるときその他北海道議会議長において開示決定等に相当する決定をすることにつき正当な理由があるときについて準用する。

6 第3項及び第4項前段の規定は、北海道議会情報公開条例(平成11年北海道条例第18号)第16条の2第1項の規定により事案が移送されたときについて準用する。この場合においては、同条例第12条の規定により請求書が提出された日に、実施機関に対し開示請求があったものとみなす。

7 実施機関は第5項において準用する第1項の規定により事案を移送した場合において、北海道議会議長が開示の実施をするときは、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

追加〔平成13年条例12号〕、一部改正〔平成13年条例42号〕

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第18条 開示請求に係る公文書に道等及び開示請求者以外のもの(以下この条、第21条の2及び第21条の3において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を第11条の規定により開示しようとするときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第21条の2において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

全部改正〔平成13年条例12号〕、一部改正〔平成19年条例10号〕

(公文書の開示の実施)

第19条 公文書の開示は、開示決定の対象公文書(以下「開示公文書」という。)を保管している事

務所の所在地（以下「開示公文書の所在地」という。）において、実施機関が第15条第1項の規定による通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。

2 実施機関は、開示請求者の住所が開示公文書の所在地から遠隔の地にあること等により開示請求者が開示公文書の所在地において開示公文書を閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められる場合であって、当該開示公文書の写し（電磁的記録媒体等に複製したものを含む。以下同じ。）を開示公文書の所在地以外の地に送付することにより公文書の開示をすることができるときは、前項の規定にかかわらず、開示公文書の所在地以外の地の実施機関が指定する場所で、当該開示公文書の写しにより公文書の開示をすることができる。

3 実施機関は、開示公文書に係る公文書の開示をすることにより当該開示公文書を汚損し、又は破損するおそれがある等当該開示公文書の保存に支障があると認められるときその他合理的な理由があるときは、当該開示公文書の写しにより公文書の開示をすることができる。

一部改正〔平成13年条例12号・15年41号〕

（費用の負担）

第20条 この節の規定により開示公文書の写しの交付を受けるものは、当該開示公文書の写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第3節 審査請求に関する手続

一部改正〔平成28年条例30号〕

（道が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第20条の2 道が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は道が設立した地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対して審査請求をすることができる。

追加〔平成19年条例10号〕、一部改正〔平成28年条例30号〕

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第20条の3 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

追加〔平成28年条例30号〕

（審査会への諮問等）

第21条 実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求が不適法なものであるときを除き、審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決を行うものとする。この場合において、実施機関は、審査会の答申を尊重するものとする。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、第1項の審査請求があったときは、その翌日から起算して3月以内に当該審査請求に対する裁決を行うよう努めなければならない。

一部改正〔平成13年条例12号・17年7号・19年10号・28年30号〕

（諮問をした旨の通知）

第21条の2 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。

（1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）

（2）開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3）当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

追加〔平成13年条例12号〕、一部改正〔平成17年条例7号・28年30号〕

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第21条の3 第18条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1）開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（2）審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

追加〔平成13年条例12号〕、一部改正〔平成28年条例30号〕

第4節 他の制度との調整

(法令等の規定により開示される公文書)

第22条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が第2条第3項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第2条第3項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

全部改正〔平成15年条例41号〕

(北海道立文書館等が保有する公文書)

第23条 この章の規定は、北海道立文書館、北海道立総合博物館その他の道の施設が一般の利用に供することを目的として保有している公文書については、適用しない。

一部改正〔平成15年条例41号・26年91号〕

第3章 情報提供の総合的推進

第1節 情報提供の総合的推進

(情報提供の総合的推進)

第24条 実施機関は、その保有する情報を積極的に道民の利用に供するため、情報提供の総合的推進に努めるものとする。

(情報提供施策の充実)

第25条 実施機関は、道民が道政に関する情報（政策形成過程にあるものを含む。）を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、高度な情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

第2節 会議の公開

第26条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないとき認められるときは、この限りでない。

第3節 出資法人等の情報公開

(出資法人等の情報公開)

第27条 道が出資その他の財政上の援助等を行う法人等であつて、実施機関が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、経営状況を説明する文書等その保有する文書（図画及び写真並びに電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等が保有する文書であつて、実施機関が管理していないものについて、当該文書の公開の申出があつたときは、出資法人等に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

3 前項の規定により実施機関が出資法人等に提出を求める文書の範囲、文書の公開の手続、費用の負担その他必要な事項は、実施機関が定める。

一部改正〔平成15年条例41号・16年89号〕

(指定管理者の情報公開)

第27条の2 指定管理者（道が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。以下同じ。）は、その保有する文書であつて自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に係るものの公開に努めるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する文書について準用する。この場合において、これらの規定中「出資法人等」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

追加〔平成16年条例89号〕

第4章 雑則

一部改正〔平成17年条例7号〕

(適用除外)

第28条 この条例の規定は、次に掲げる公文書については、適用しない。

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物
- (2) 漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第1項に規定する免許漁業原簿

注 令和2年3月31日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行

第28条第2号中「第50条第1項」を「第20条第1項に規定する漁獲割当管理原簿及び同法第117条第1項」に改める。

追加〔平成13年条例12号〕、一部改正〔平成17年条例7号・令和2年47号〕

（実施機関への委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

一部改正〔平成13年条例12号・17年7号〕

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に実施機関に対してされているこの条例による改正前の北海道公文書の開示等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第6条の規定による公文書の開示の請求は、この条例による改正後の北海道情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第13条の規定による公文書の開示の請求とみなす。

3 この条例の施行の際現に実施機関に対してされている改正前の条例第14条の規定による不服申立ては、改正後の条例第21条第1項の規定による不服申立てとみなす。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第20条の規定により置かれている北海道公文書開示審査会は、改正後の条例第28条の規定により置かれた審査会とみなす。

5 この条例の施行の際現に改正前の条例第21条第2項の規定により北海道公文書開示審査会の委員に任命されている者は、改正後の条例第30条第2項の規定により審査会の委員に任命された者とみなし、その任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成10年9月30日までとする。

6 この条例の施行後改正後の条例第30条第2項の規定により新たに任命される委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成10年9月30日までとする。

（北海道個人情報保護条例の一部改正）

7 北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（道が設立した地方独立行政法人に関する経過措置）

8 道が設立した地方独立行政法人の成立の際この条例の規定により実施機関がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該地方独立行政法人の成立前にこの条例の規定により実施機関に対してなされた請求その他の行為で、当該地方独立行政法人の成立後においては、当該地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、当該地方独立行政法人の成立後におけるこの条例の規定の適用については、当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

追加〔平成19年条例10号〕

附 則（平成13年3月30日条例第12号）

〔北海道情報公開条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定、第10条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定、第12条の改正規定及び第15条第1項の改正規定並びに附則第6項の規定は、平成13年10月1日までの間において規則で定める日から施行する。

（平成13年9月規則第99号で、同13年10月1日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の北海道情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）第18条第1項の規定によりされた意見の聴取は、この条例による改正後の北海道情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第18条第1項の規定によりされた意見書の提出の機会の付与とみなす。
- 3 施行日前に改正前の条例第18条第1項の規定により意見を聴かれた道以外のものが当該公文書の開示に反対の意思を表示した場合において施行日以後開示決定をするときは、改正後の条例第18条第3項中「前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者」とあるのは「北海道情報公開条例の一部を改正する条例（平成13年北海道条例第12号）による改正前の北海道情報公開条例第18条第1項の規定により意見を聴かれた道以外のもの」と、「表示した意見書を提出した場合」とあるのは「表示した場合」と、「当該意見書（第21条の2において「反対意見書」という。）を提出した第三者」とあるのは「反対の意思を表示した道以外のもの」と、改正後の条例第21条の2第3号中「反対意見書を提出した第三者」とあるのは「反対の意思を表示した道以外のもの」と、改正後の条例第21条の3各号中「第三者」とあるのは「道以外のもの」と読み替えて適用する。
- 4 改正後の条例第21条の2の規定は、施行日以後に審査会に諮問した事案について適用する。
- 5 この条例の施行後改正後の条例第30条第2項の規定により新たに任命される委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成14年9月30日までとする。

（北海道職員の公務員倫理に関する条例の一部改正）

- 6 北海道職員の公務員倫理に関する条例（平成9年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成13年3月30日条例第42号抄）

〔北海道議会情報公開条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成15年8月8日条例第41号抄）

〔北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第1条中北海道情報公開条例第10条の改正規定（中略）は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北海道情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（前項ただし書に規定する改正規定に係る部分にあっては、公布の日）以後の公文書の開示の請求及び出資法人等が保有する文書の公開の申出について適用する。

附 則（平成16年3月31日条例第6号抄）

〔地方独立行政法人法の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月19日条例第89号抄）

〔北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第7号抄）

〔北海道情報公開・個人情報保護審査会条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（北海道情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の北海道情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により北海道情報公開審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、改正前の条例の規定により北海道情報公開審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 4 北海道情報公開審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

5 附則第2項の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日条例第35号）

〔労働組合法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第10号）

〔北海道情報公開条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（北海道議会情報公開条例の一部改正）

2 北海道議会情報公開条例（平成11年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成26年10月14日条例第91号抄）

〔北海道立総合博物館条例の附則〕

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第30号）

〔行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にされた処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る不作為に関する不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日条例第15号）

〔北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際この条例による改正前の北海道行政手続条例、北海道政策評価条例、北海道個人情報保護条例、北海道情報公開条例若しくは北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「改正前の北海道行政手続条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に改正前の北海道行政手続条例等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例による改正後の北海道行政手続条例、北海道政策評価条例、北海道個人情報保護条例、北海道情報公開条例又は北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の相当規定に基づいて病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（令和2年3月31日条例第47号）

〔漁業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和2年9月規則第82号で、同2年12月1日から施行）

改正	平成12年4月1日規則第219号	平成13年3月30日規則第19号
	平成15年8月8日規則第87号	平成16年3月31日規則第84号
	平成17年3月11日規則第8号	平成17年3月31日規則第54号
	平成18年3月31日規則第50号	平成18年10月20日規則第148号
	平成22年3月24日規則第17号	平成26年4月25日規則第54号
	平成27年5月29日規則第59号	平成28年3月31日規則第52号
	令和2年3月31日規則第38号	

北海道情報公開条例の施行に関する規則をここに公布する。

北海道情報公開条例の施行に関する規則

知事が管理する公文書の開示等に関する規則（昭和61年北海道規則第85号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、知事が管理する公文書について、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（電磁的記録の開示の方法）

第1条の2 条例第2条第3項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- （1） 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- （2） ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- （3） 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を知事が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- （4） 電磁的記録（知事が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。）前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

追加〔平成15年規則87号〕

（公文書検索資料）

第2条 条例第4条の公文書の検索に必要な資料は、総務部行政局文書課行政情報センター等に備えて縦覧に供し、又はインターネットの利用により閲覧に供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、公文書の検索に必要な資料の作成並びに縦覧及び閲覧に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成12年規則219号・18年50号・148号・27年59号・令和2年38号〕

（実施状況の公表）

第3条 条例第8条の規定による情報公開制度の実施状況の公表は、本庁の掲示場への掲示その他道民に広く周知できる方法により行うものとする。

一部改正〔平成16年規則84号〕

（公文書開示請求書）

第4条 条例第13条の請求書は、別記第1号様式の公文書開示請求書によるものとする。

（公文書開示決定期間延長通知書）

第5条 条例第14条第3項の書面は、別記第2号様式の公文書開示決定期間延長通知書によるものとする。

（公文書開示決定通知書等）

第6条 条例第15条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 公文書の開示をすることと決定したとき 別記第3号様式の公文書開示決定通知書
- (2) 公文書の開示をしないことと決定したとき 別記第4号様式の公文書非開示決定通知書
- (3) 公文書の一部について公文書の開示をすることと決定したとき 別記第5号様式の公文書一部開示決定通知書
(公文書の存否を明らかにしない決定通知書)

第7条 条例第16条第2項において準用する条例第15条第1項の書面は、別記第6号様式の公文書の存否を明らかにしない決定通知書によるものとする。

(公文書不存在通知書)

第8条 条例第17条の通知は、別記第7号様式の公文書不存在通知書により行うものとする。

(事案移送通知書)

第9条 条例第17条の2第2項の書面は、別記第8号様式その1の事案移送通知書によるものとする。

2 条例第17条の2第5項において準用する同条第2項の書面は、別記第8号様式その2の事案移送通知書によるものとする。

全部改正〔平成13年規則19号〕

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続)

第10条 条例第18条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 開示請求年月日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第18条第2項に規定する実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第11条により開示をする旨及びその理由とする。

3 条例第18条第2項の書面は、別記第9号様式の公文書の開示に係る意見照会書によるものとする。

4 条例第18条第3項の書面は、別記第10号様式の公文書の開示決定に係る通知書によるものとする。

追加〔平成13年規則19号〕

(公文書の閲覧)

第11条 公文書(電磁的記録を知事が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。)を閲覧し、又は視聴する者は、当該公文書を丁寧に取り扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者に対しては、公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

一部改正〔平成13年規則19号・15年87号〕

(公文書の写しの交付等)

第12条 公文書の写し(電磁的記録媒体等に複製したものを含む。以下同じ。)の交付部数は、開示請求があった公文書1件名につき1部とする。

2 公文書の写しの作成方法は、知事が定める。

一部改正〔平成13年規則19号・15年87号〕

(公文書の写しの交付に要する費用の納付)

第13条 条例第20条の開示公文書の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

一部改正〔平成13年規則19号〕

(審査会に諮問した旨の通知)

第14条 条例第21条の2の通知は、別記第11号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

追加〔平成13年規則19号〕

(第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知)

第15条 条例第21条の3の規定において準用する条例第18条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 条例第21条の3第1号の裁決をしたとき 別記第12号様式の第三者の審査請求に係る公文書の開示通知書
- (2) 条例第21条の3第2号の裁決をしたとき 別記第13号様式の審査請求に係る公文書の開示通

知書

追加〔平成13年規則19号〕、一部改正〔平成28年規則52号〕

附 則

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の知事が管理する公文書の開示等に関する規則第2条の規定による公文書開示請求書は、この規則による改正後の北海道情報公開条例の施行に関する規則第4条の規定による公文書開示請求書とみなす。

附 則（平成12年4月1日規則第219号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成13年3月30日規則第19号）
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
附 則（平成15年8月8日規則第87号抄）
1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。
2 第1条の規定による改正後の北海道情報公開条例の施行に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の公文書の開示の請求について適用する。

附 則（平成16年3月31日規則第84号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規則の規定は、平成16年4月1日以後に発行する北海道公報に係る取扱いから適用し、同日前に発行する北海道公報に係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月11日規則第8号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第54号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第50号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月20日規則第148号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月24日規則第17号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成26年4月25日規則第54号）

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成27年5月29日規則第59号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第52号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和2年3月31日規則第38号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記第1号様式

（第4条関係）

全部改正〔平成15年規則87号〕、一部改正〔平成22年規則17号〕

別記第2号様式

(第5条関係)

一部改正〔平成17年規則54号〕

別記第3号様式

(第6条関係)

一部改正〔平成17年規則54号・26年54号〕

別記第4号様式

(第6条関係)

一部改正〔平成17年規則8号・28年52号〕

別記第5号様式

(第6条関係)

一部改正〔平成17年規則8号・26年54号・28年52号〕

別記第6号様式

(第7条関係)

一部改正〔平成17年規則8号・28年52号〕

別記第7号様式

(第8条関係)

一部改正〔平成17年規則8号・28年52号〕

別記第8号様式

(第9条関係)

全部改正〔平成13年規則19号〕

別記第9号様式

(第10条関係)

追加〔平成13年規則19号〕

別記第10号様式

(第10条関係)

追加〔平成13年規則19号〕、一部改正〔平成17年規則8号・28年52号〕

別記第11号様式

(第14条関係)

追加〔平成13年規則19号〕、一部改正〔平成17年規則54号・28年52号〕

別記第12号様式

(第15条関係)

追加〔平成13年規則19号〕、一部改正〔平成28年規則52号〕

別記第13号様式

(第15条関係)

追加〔平成13年規則19号〕、一部改正〔平成28年規則52号〕

改正	平成12年3月29日条例第39号 〔第1次改正〕	平成16年3月31日条例第6号 〔地方独立行政法人法の制定等に伴う 関係条例の整備に関する条例第1条に よる改正〕
	平成16年3月31日条例第14号 〔北海道行政手続等における情報通信 の技術の利用に関する条例の施行に伴 う関係条例の整備に関する条例第1条 による改正〕	平成19年3月16日条例第11号 〔北海道札幌道税事務所条例附則第2 項による改正〕
	平成19年3月16日条例第35号 〔刑事施設及び受刑者の処遇等に関す る法律の一部改正に伴う関係条例の整 理に関する条例第1条による改正〕	平成20年6月30日条例第78号 〔北海道総合振興局設置条例附則第3 項による改正・註 この一部改正規定 は、平成21年3月31日条例第52号によ り一部改正された〕
	平成21年3月31日条例第52号 〔北海道総合振興局設置条例の一部を 改正する条例による改正〕	平成27年3月20日条例第1号 〔第2次改正〕
	平成28年3月31日条例第30号 〔行政不服審査法の施行に伴う関係条 例の整備に関する条例第1条による改 正〕	平成29年3月31日条例第15号 〔北海道病院事業条例の一部改正に伴 う関係条例の整備に関する条例第1条 による改正〕

北海道行政手続条例をここに公布する。

北海道行政手続条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）
- 第3章 不利益処分
 - 第1節 通則（第12条—第14条）
 - 第2節 聴聞（第15条—第26条）
 - 第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）
- 第4章 行政指導（第30条—第34条の2）
- 第4章の2 処分等の求め（第34条の3）
- 第5章 届出（第35条）

附則

第1章 総則

（目的等）

第1条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が道民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もつて道民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等をいう。
- (2) 条例等 条例及び道の執行機関の規則（規程を含む。以下同じ。）をいう。
- (3) 処分 次号及び第8号、第32条並びに第33条第2項の場合を除き、条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (4) 許認可等 行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。第8号、第32条及び第33条第2項において同じ。）をいう。
- (5) 申請 条例等に基づき、許認可等を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (6) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等上必要とされている手続としての処分
 - イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分
 - ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
 - エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの
- (7) 道の機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章に基づいて設置される道の執行機関、公営企業管理者、病院事業管理者、北海道警察本部（方面本部を含む。）若しくは警察署（以下「警察本部等」という。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。
- (8) 行政指導 道の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。
- (9) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例等上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

一部改正〔平成27年条例1号・29年15号〕

（適用除外）

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

- (1) 議会の議決によってされる処分
- (2) 議会の議決を経て、又はその同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分
- (3) 刑事事件に関する法令に基づいて司法警察職員がする処分及び行政指導
- (4) 地方税の犯則事件に関する法令に基づいて知事、総合振興局若しくは振興局若しくは札幌道税事務所の長又は徴税吏員がする処分及び行政指導
- (5) 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導
- (6) 留置施設において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導
- (7) 公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導
- (8) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
- (9) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導
- (10) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察職員又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは条例上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導
- (11) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的と

してされる処分及び行政指導

(12) 審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決その他の処分の手続又は第3章若しくは行政手続法（平成5年法律第88号）第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

一部改正〔平成16年条例6号・19年11号・35号・20年78号・27年1号・28年30号〕

（国の機関等に対する処分等の適用除外）

第4条 国の機関、道の機関又は市町村その他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

第2章 申請に対する処分

（審査基準）

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

（標準処理期間）

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

（申請に対する審査及び応答）

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

（理由の提示）

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

一部改正〔平成16年条例14号〕

（情報の提供）

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

（公聴会の開催等）

第10条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

（複数の行政庁が関与する処分）

第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 条例等上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

(4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第2項第6号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

- 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。
- 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
 - (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
 - (2) 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
 - (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人

- (4) 前3号に規定する者であったことのある者
- (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (6) 参加人以外の関係人

一部改正〔平成12年条例39号〕

(聴聞の期日における審理の方式)

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
- 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調書及び報告書)

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。
- 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出し

なければならない。

4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第26条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第24条第1項の調書の内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

第3節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたとときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第30条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該道の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(申請に関連する行政指導)

第31条 申請(法令(条例等を除く。))に基づき、許認可等を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものを含む。以下この条において同じ。)の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請をした者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請をした者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第32条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する道の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、道の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示

さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

- (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
- (2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの
一部改正〔平成16年条例14号・27年1号〕

（複数の者を対象とする行政指導）

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、道の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした道の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該道の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

追加〔平成27年条例1号〕

第4章の2 処分等の求め

追加〔平成27年条例1号〕

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する道の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は道の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

追加〔平成27年条例1号〕

第5章 届出

(届出)

第35条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に第15条第1項又は第28条の規定による通知に相当する行為がされた場合においては、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に、届出がされた後一定期間内に限りすることができることとされている不利益処分に係る当該届出がされた場合においては、当該不利益処分に係る手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(北海道税条例の一部改正)

4 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道胞衣及び産わい物処理条例の一部改正)

5 北海道胞衣及び産わい物処理条例（昭和24年北海道条例第60号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

6 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道自然環境等保全条例の一部改正)

7 北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(風致地区内建築等規制条例の一部改正)

8 風致地区内建築等規制条例（昭和45年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(金属くず回収業に関する条例の一部改正)

9 金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成12年3月29日条例第39号）

〔北海道行政手続条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日条例第6号抄）

〔地方独立行政法人法の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日条例第14号）

〔北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第11号抄）

〔北海道札幌道税事務所条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年 3 月16日 条例第35号）

〔刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成19年 5 月規則第63号で、同19年 6 月 1 日から施行）

附 則（平成20年 6 月30日 条例第78号抄）

〔北海道総合振興局設置条例の附則〕

改正 平成21年 3 月31日 条例第52号

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成21年10月規則第87号で、同22年 4 月 1 日から施行）

一部改正〔平成21年 条例52号〕

（北海道行政手続条例の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定による改正後の北海道行政手続条例第 3 条第 4 号の規定の適用については、この条例の施行前に支庁長がした処分又は行政指導は、総合振興局長又は振興局長がした処分又は行政指導とみなす。

一部改正〔平成21年 条例52号〕

附 則（平成21年 3 月31日 条例第52号）

〔北海道総合振興局設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月20日 条例第 1 号）

〔北海道行政手続条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（北海道税条例の一部改正）

2 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成28年 3 月31日 条例第30号）

〔行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前にされた処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る不作為に関する不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年 3 月31日 条例第15号）

〔北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際この条例による改正前の北海道行政手続条例、北海道政策評価条例、北海道個人情報保護条例、北海道情報公開条例若しくは北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「改正前の北海道行政手続条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に改正前の北海道行政手続条例等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例による改正後の北海道行政手続条例、北海道政策評価条例、北海道個人情報保護条例、北海道情報公開条例又は北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の相当規定に基づいて病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

改正 平成16年11月26日規則第125号

北海道行政手続条例施行規則をここに公布する。

北海道行政手続条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分）

第2条 条例第13条第2項第5号の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。

（1） 条例等（条例第2条第2号に規定する条例等をいう。以下同じ。）の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分

（2） 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分

（職員以外に聴聞を主宰することができる者）

第3条 条例第19条第1項の規則で定める者は、次の各号に掲げる聴聞の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

（1） 条例等に基づき審査会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分に係る聴聞 当該合議制の機関の構成員

（2） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設に係る指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行うこととされている処分に係る聴聞 知事が別に定める者

全部改正〔平成16年規則125号〕

附 則

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成16年11月26日規則第125号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。